

Chubb少額短期保険株式会社の現状 2023

(令和4年度決算)

はじめに

ディスクロージャー誌「Chubb少額短期保険株式会社の現状 2023（令和4年度決算）」は、当社の経営方針、事業の概況、財務状況等、事業活動についてより詳しく、分かりやすく説明するためのものです。当社をご理解いただく上で、皆様のお役に立てれば幸いです。

※本誌は、「保険業法（第272条の17）」および「同施行規則（第211条の37）」に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

会社の概要

正式商号：Chubb少額短期保険株式会社

（略称：チャブ少額短期保険／英文社名：Chubb SSI Japan）

本社所在地：東京都品川区北品川6丁目7番29号ガーデンシティ品川御殿山

創立：平成20年3月25日

株主：Chubb損害保険株式会社 100%

資本金：1億5,500万円（令和5年3月31日現在）

総資産額：12億1,607万円（令和5年3月31日現在）

元受正味保険料：12億3,137万円（令和4年度）

正味収入保険料：1億5,680万円（令和4年度）

ソルベンシーマージン比率：3,308.0%（令和5年3月31日現在）

目次

I 経営について

1. 経営の組織	1
2. 株主の状況	2
3. 役員の状況	2
4. 財務諸表と財務諸表に係る内部統制に関する経営責任に関する社長表明	2
5. 令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業の経過および成果等	3

II 商品・サービスについて

1. 保険の仕組み	4
2. 取扱商品	6
3. サービス	7

III 業績データ

1. 事業の概況	8
2. 経理の状況	16

1. 経営の組織 (Chubb 少額短期保険株式会社 組織図)

[illegible]

2. 株主の状況

(令和5年3月31日現在)

株主名	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
Chubb損害保険株式会社	東京都品川区北品川6-7-29 ガーデンシティ品川御殿山	4.6千株	100%

3. 役員の状況

(令和5年7月1日現在)

役職名	氏名	担当業務
代表取締役会長	ジャスティン・ボイソン	-
代表取締役社長	古川 敏也	営業開発本部、営業統括部、 業務統括部、損害サービス部
取締役	大島 一成	経営管理部、コンプライアンス部、 募集コンプライアンス部、内部監査部、お客様相談室
取締役	佐野 佳男	-
取締役	高橋 寛人	-
監査役	西川 伸起	-

(注)

1 大島 一成は令和4年12月1日付けで就任致しました。

2 監査役の西川 伸起は、前任の渡邊 政憲が令和5年6月23日付けで任期満了により退任したことに伴い、同日付けで就任致しました。

4. 財務諸表と財務諸表に係る内部統制に関する経営責任に関する社長表明

当社は財務諸表作成に係る内部監査態勢の構築と維持について責任を有していることを認識しています。

当社の財務諸表は、上記内部監査のもと、日本の会計原則に従って作成されております。

本職は、当社の財務諸表作成に係る内部監査の有効性及び財務諸表の適正性を確認しております。

Chubb少額短期保険株式会社
代表取締役社長 古川 敏也

5. 令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)事業の経過および成果等

(1) 事業の経過及び成果

当年度の国内経済をみると、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いています。その一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような経済環境の中、当社の保険販売マーケットである賃貸住宅業界においては、新設貸家着工戸数が347,427戸(前年度比 5.0%増)となり、2年連続の増加となりました。

当社における当年度の業績については、保険契約獲得件数70,028件(前年度比1.5%減)、保険料1,296,196千円(前年度比1.7%減)、保険料に回収再保険金等の再保険収入1,042,298千円を加えた保険料等収入は、2,338,495千円となり、責任準備金等戻入額、資産運用収益およびその他経常収益を加えた経常収益は、2,343,953千円となりました。

一方、保険金等支払金1,418,952千円、責任準備金等繰入額626千円、事業費906,362千円を合計した経常費用は、2,326,792千円となりました。この結果、経常利益は、17,160千円、当期純利益は、11,723千円となり、当年度末の繰越利益剰余金は268,865千円、純資産の部合計は、498,865千円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社は、変化し続ける賃貸入居者保険マーケットにおいて、お客様に最適な商品・サービスを提供することを第一の課題とし、活動しております。

新型コロナウイルス感染症が拡大して以後、社会が大きく変化しましたが、その変化に対応できるよう、システム開発を進め、顧客の利便性向上を実現させることにより、顧客から信頼が得られる少額短期保険業者を目指します。

また、「お客様本位の業務運営方針」に基づき「お客様中心主義」を第一に推進してまいります。

Ⅱ 商品・サービスについて

1. 保険の仕組み

(1) 少額短期保険とは

2006年4月に施行された保険業法の改正により、少額短期保険業者が誕生し、少額な保険金額と保険期間を短期にする保険を販売することが可能となりました。当社では以下の範囲で保険の引受を行っています。

- ① 保険期間は2年以内
- ② 保険契約に係る保険金額に上限がある(損害保険は1,000万円)
- ③ 被保険者に係る保険金額の合計額は1,000万円以内
- ④ 被保険者に係る低発生率保険※の保険金額の合計額は上記③とは別枠で1,000万円以内
※「低発生率保険」とは、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とした保険(自動車の運行に係るものは除きます。)です。
- ⑤ 保険契約者に係る被保険者の総数は100名以内

(2) 保険約款

保険は目に見えない無形の商品ですので、「保険契約者・保険会社の双方の権利・義務」について詳細を取り決めておく必要があります。これをまとめたものが保険約款であり、基本的な保険契約の内容を定めた「普通保険約款」と、個々の契約によって一部補足・修正する「特約条項」で構成されています。これらの普通保険約款や特約条項は、当社が作成し、財務局へ届出を行っています。

(3) 保険料率

保険料率は、支払保険金部分に充当する「純保険料率」と保険事業運営のためのコスト部分(事業経費・代理店手数料)を加えた「付加保険料率」の合算によって決められます。この合算した保険料率を「営業保険料率」といいます。これに基づいて、お支払いいただく保険料を算出して、当社が財務局へ届出を行ったものを適用しています。

(4) 契約時の留意事項

保険契約は、保険加入希望者(以下、「お客様」という。)のご意向に沿った申し込みと保険会社の承諾により成立します。当社ではお客様が契約手続きされるにあたって、加入される保険契約の内容、重要事項説明書および保険約款について、代理店の募集に従事する者(以下、「代理店」という。)から、十分な説明を受けていただくとともに、保険申込書に記載されている契約内容や保険金額などがお客様のご意向に沿った内容であるかをご確認いただく必要があります。

(5) 保険約款に関する情報提供方法

当社では、保険種目ごとに商品の内容を説明する保険ハンドブックを作成しており、ご契約前に交付しています。保険ハンドブックには、「契約概要」や「注意喚起情報」の重要事項の他、「告知義務」、「通知義務」、「保険金が支払われない場合」など、特に重要な事項についても記載しておりますので、ご契約前に必ずお読みいただき契約内容のご確認およびご理解いただくことが必要です。
なお、保険ハンドブックの内容については、保険契約者・被保険者だけでなく、保険加入を検討されている方にもご覧いただけるよう当社ホームページにも開示しています。

(6) 契約の手順

① 契約内容のご確認

当社では契約締結前に、代理店が保険ハンドブックをお客様へ交付し、重要事項の説明をするとともに、保険契約申込書の記載内容の情報がお客様の意向に沿った内容であることを確認しています。

② 適切な保険金額の設定

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としており、万一の時に十分な補償が得られるよう、加入手続きする際にお客様が世帯主の年齢および家族構成をもとに算出した「家財保険金額加入の目安」を参考にして、適切な保険金額でご契約いただくよう代理店が提案しています。

③ 申し込み内容のご確認

保険契約申込書の記載事項は、お客様と保険会社の双方を拘束するものとなり、万一、保険契約申込書にご記入いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

保険契約申込書の記載内容については、お客様の意向に沿って記載されているか、代理店がお客様に確認しています。

④ 保険料のお支払い

保険料は、原則、ご契約と同時に全額をお支払いいただきます。その際、代理店は保険契約の証として当社所定の保険契約証兼保険料領収証を代理店よりお客様に交付しますので、内容をご確認の上、大切に保管してください。

⑤ 当社による引受確認

お申し込みいただいた内容によっては当社の引受規定により、お引受できないことがあります。この場合、お支払いいただいている保険料は、その全額を払戻しいたします。

(7) 領収した保険料の返還

保険料は保険契約締結と同時に、その全額を領収することが原則となっています。
当社では保険期間中に生じた、お客様のご都合による解約、保険会社が行う解除などの場合は、約款の定めに従って計算した保険料を返還することとしています。

(8) クーリングオフについて

契約者保護の観点から、一定期間に限り契約申し込みの撤回又は解除ができるクーリングオフ制度があります。
これは保険契約が個人で1年を超える長期契約について、お申し込みされた日又はクーリングオフに関する説明書が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回又は解除ができる制度です。
ただし、法人等が契約した場合、営業・事業のための契約などは対象外となっています。当社では、保険契約締結時にお渡しする「注意喚起情報」にクーリングオフ手続きについて記載していますので必ずご確認ください。

(9) 日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」について

お客様と当社との間で問題が解決できない場合は、保険業法に基づく「指定紛争解決機関」(指定ADR機関)である日本少額短期保険協会の「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会
少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)
フリーダイヤル 0120-82-1144
受付時間／平日9:00～12:00、13:00～17:00
受付日／月曜日から金曜日(土日・祝日ならびに年末年始を除く)

日本少額短期保険協会のお客様相談窓口では、少額短期保険に関する相談や苦情等についても受け付けています。
詳しくは、日本少額短期保険協会のホームページをご参照ください。
(<http://www.shougakutanki.jp>)

(10) ディスクロージャー(情報開示)の態勢

公式ホームページ

当社のホームページには、事業活動や決算・財務状況等の情報を掲載しています。
また、賃貸住宅向け、事務所・店舗向けの商品の内容、資料請求、お問合せ等についてご案内しています。

Chubb少額短期保険株式会社の公式ホームページURL
<https://www.chubb.com/chintai-jp/>

2. 取扱商品

マイルームプラン(新・家財総合保険+賠償責任保険)

借用住宅にお住まいの方を対象とし、万一事故が起こったときのための家財の保険と賠償責任保険の2つをセットにした保険です。借用住宅ご入居の皆様を取り巻くリスクに対応した補償をご提供しています。

<新・家財総合保険>

(1) 万一の事故のとき、被保険者の大切な家財をお守りします。

保険期間中に生じた下記の事故により保険の対象に損害が生じたときに保険金額の限度内で、再調達価額を基準に算出した損害額を保険金としてお支払いします。(ただし、貴金属、美術品等は時価額が基準となります。)

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂・爆発
- ④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊
- ⑤給排水設備に生じた事故による水ぬれ
- ⑥騒じょう、労働争議による暴力行為、破壊行為
- ⑦風災、ひょう災、雪災
- ⑧水災
- ⑨家財、通貨の盗難
- ⑩持ち出し家財の損害

(2) 事故の際、借用住宅にお住まいの方に必要な以下の各種費用保険金をお支払いします。(限度額があります。)

- ⑪残存物取片づけ費用保険金
- ⑫失火見舞費用保険金
- ⑬ドアロック交換費用保険金
- ⑭臨時宿泊費用保険金

(3) 事故の際、借用住宅にお住まいの方に必要な以下の各種修理費用保険金をお支払いします。(限度額があります。)

- ⑮修理費用保険金
 - ・上記①～⑦および⑨の事故により借用住宅に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づいて自己の費用で修理したときに、修理費用保険金をお支払いします。
 - ・借用住宅の専用水道管の凍結による損壊の原状回復費用
 - ・借用住宅内における被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害の原状回復費用
 - ・借用住宅に備え付けられた洗面台の洗面ボウルに破損による損害が生じた場合、被保険者がその貸主との賃貸借契約等の契約に基づき、自己の費用で原状回復した場合の原状回復費用
 - ⑯修理費用拡張補償特約(任意付帯)
 - ⑰修理費用拡張補償特約免責ゼロ特約(任意付帯)
 - ⑱被保険者の死亡を原因とする借用住宅の汚損損害についての修理費用保険金の支払限度額引上げおよび遺品整理費用補償特約(修理費用拡張補償特約ワイド)(任意付帯)
- ※①～⑱までの支払保険金の合計額は、保険契約記載の保険金額または支払限度額が限度となります。
また、保険期間中1,000万円を支払限度とします。

<賠償責任保険>

借用住宅が火災・破裂・爆発で損壊した場合の貸主への賠償責任や、借用住宅の使用もしくは管理または日常生活での偶然な事故による第三者への賠償責任の補償をセットにしました。

- ⑲借家人賠償責任保険
 - ⑳個人賠償責任保険
 - ㉑借家人賠償責任保険拡張担保特約(任意付帯)
- ※⑲～㉑の支払保険金の合計額は、1事故/保険期間中1,000万円が限度となります。

テナントケア(テナント総合保険)

店舗、事務所などのテナント向け商品に対するニーズが高いことから開発したこの商品は、テナント火災保険、テナント借家人賠償責任保険、テナント施設賠償責任保険の三つの補償を1つにまとめた総合型の火災保険です。ビジネス上のさまざまなリスクに備えた充実のセットプランをご提供いたします。

<テナント火災保険>

(1) 万一の事故のとき、被保険者の大切な商品および什器等をお守りします。

保険期間中に生じた下記の事故により保険の対象に損害が生じたときに保険金額の限度内で、時価額を基準に算出した損害額を保険金としてお支払いします。

- ①火災
- ②落雷
- ③破裂・爆発
- ④建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊
- ⑤給排水設備に生じた事故による水ぬれ
- ⑥騒じょう、労働争議による暴行行為、破壊行為
- ⑦商品および什器等、業務用の通貨の盗難(限度額があります。)

(2)事故の際、以下の各種費用保険金もお支払いします。(限度額があります。)

⑧修理費用保険金

上記①～⑦の事故により借用物件に損害が生じ、被保険者がその貸主との契約に基づいて自己の費用で修理したときに、修理費用保険金をお支払いします。

⑨臨時費用保険金

⑩残存物取片付け費用保険金

⑪失火見舞費用保険金

テナント火災保険と賠償責任保険の支払保険金の合計額は1回の事故につき1,000万円を限度とします。

(火災保険と賠償責任保険が同時に発生した場合には、賠償責任保険を優先してお支払いします。)

また、①～⑪の支払保険金の合計額は1回の事故につき保険契約証記載の保険金額を限度とします。

<賠償責任保険>

借用物件が火災・破裂・爆発で損壊した場合の貸主への賠償責任や、借用物件の使用又は管理と業務遂行に起因する事故による第三者への賠償責任の補償をセットにしました。

⑫テナント借家人賠償責任保険

⑬テナント施設賠償責任保険

なお、当社の取扱商品の詳細については、保険ハンドブックをご参照ください。

3. サービス

(1)事故受付サービス・ダイヤル

専任スタッフが、夜間・休日を問わず、365日・24時間体制で事故受付をいたします。サービス・ダイヤルですので、全国どこからでも通話料を気にせずお話いただけます。また、モバイル端末(携帯電話、PHS、スマートフォン)からもご利用いただけます。なお、事故対応時間は、平日9:00～17:00となります。

(上記時間帯以外、土日・祝日・年末年始につきましては、事故報告の受付のみを行っています。)

(2)再審査請求制度のご利用

保険契約者は、下記の再審査請求制度をご利用いただけます。

再審査請求制度とは、当社損害サービス部が保険金支払対象外とした事案で、保険契約者から「お客様相談室」等に寄せられた不払いに係る異議申し立て案件について、外部の専門家(弁護士)を含めた委員で構成される「再審査委員会」を開催して、再審査を行う制度です。

Ⅲ 業績データ

1. 事業の概況

(1) 主要な経営指標等の推移(直近3事業年度)

(単位:千円)

項目 \ 年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
正味収入保険料	156,800	154,386	164,956
経常収益	2,343,953	2,392,154	2,419,104
保険引受利益	13,694	23,109	22,623
経常利益	17,160	27,042	26,643
当期純利益	11,723	18,222	18,439
正味損害率	18.5%	18.9%	16.7%
正味事業費率	73.1%	71.0%	62.8%
利息及び配当金収入	12	12	23
資本金 (発行済株式数)	155,000 4,600株	155,000 4,600株	155,000 4,600株
純資産額	498,865	487,142	468,920
保険業法上の純資産額	558,641	542,956	520,727
総資産額	1,216,070	1,221,786	1,220,779
責任準備金残高	223,619	222,992	221,089
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	3,308.8%	3,206.4%	3,005.4%
配当性向	-	-	-
役員員数	21名	22名	22名

(注)ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、14ページをご参照ください。

(2) 直近2事業年度における業務の状況を示す指標等

① 正味収入保険料

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度			令和3年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	85,266	54.4%	2.1%	83,492	54.1%	△5.8%
賠 償 責 任	71,534	45.6%	0.9%	70,894	45.9%	△7.1%
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	156,800	100.0%	1.6%	154,386	100.0%	△6.4%

(注)正味収入保険料:元受契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

② 元受正味保険料

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度			令和3年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	676,720	55.0%	△0.5%	680,394	54.6%	△1.7%
賠 償 責 任	554,651	45.0%	△1.9%	565,134	45.4%	△2.9%
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	1,231,372	100.0%	△1.1%	1,245,529	100.0%	△2.3%

(注)元受正味保険料:元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。

③ 支払再保険料

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度			令和3年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火 災	591,453	55.0%	△0.9%	596,902	54.7%	△1.1%
賠 償 責 任	483,117	45.0%	△2.3%	494,240	45.3%	△2.3%
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	1,074,571	100.0%	△1.5%	1,091,142	100.0%	△1.6%

(注)支払再保険料:出再保険料から出再保険返戻金を控除したものをいいます。

④ 解約返戻金等

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
火 災	35,508	39,939
賠 償 責 任	29,315	33,024
そ の 他	-	-
合 計	64,824	72,963

(注)解約返戻金等とは、元受解約返戻金とその他返戻金の合計額となります。

⑤ 保険引受利益

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
火 災	8,150	12,684
賠 償 責 任	5,543	10,424
そ の 他	-	-
合 計	13,694	23,109

(注) 保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る収支を控除したものをいいます。

⑥ 正味支払保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
火 災	17,093	14,747
賠 償 責 任	11,918	14,457
そ の 他	-	-
合 計	29,011	29,205

(注) 正味支払保険金＝元受正味保険金－回収保険金

⑦ 元受正味保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
火 災	132,511	116,315
賠 償 責 任	91,679	111,212
そ の 他	-	-
合 計	224,191	227,528

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

⑧ 回収再保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
火 災	115,418	101,568
賠 償 責 任	79,760	96,754
そ の 他	-	-
合 計	195,179	198,323

(注) 回収再保険金＝出再保険金－出再保険金割戻

(3) 保険契約に関する指標等

① 契約者(社員)配当金

該当ありません。

② 正味損害率及び正味事業費率並びにその合算率の推移

種目 \ 年度	令和4年度			令和3年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火 災	20.0%	68.7%	88.7%	17.7%	71.3%	89.0%
賠 償 責 任	16.7%	78.3%	95.0%	20.4%	70.6%	91.0%
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	18.5%	73.1%	91.6%	18.9%	71.0%	89.9%

(注) 正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

正味事業費率＝正味事業費÷正味収入保険料

合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率及び事業費率並びにその合算率の推移

種目 \ 年度	令和4年度			令和3年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火 災	21.1%	72.8%	93.9%	14.1%	73.1%	87.2%
賠 償 責 任	15.1%	74.6%	89.7%	17.5%	73.6%	91.1%
そ の 他	-	-	-	-	-	-
合 計	18.4%	73.6%	92.0%	15.7%	73.3%	89.0%

(注) 発生損害率＝出再控除前の発生損害額÷出再控除前の既経過保険料

事業費率＝事業費÷元受正味保険料

合算率＝発生損害率＋事業費率

出再控除前の発生損害額＝元受正味保険金＋出再控除前の支払備金繰入額

出再控除前の既経過保険料＝元受正味保険料－出再控除前の未経過保険料繰入額

④ 出再先保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合
令和3年度	1	100.0%
令和4年度	1	100.0%

⑤ 出再保険料の格付ごとの割合

	A以上	BBB以上	その他(格付なし・不明・BB以下)	合計
令和3年度	1	-	-	1
令和4年度	1	-	-	1

⑥ 未収再保険金の推移

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
未 収 再 保 険 金	33,955	34,618

(4) 経理に関する指標等

① 支払備金

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
火 災	13,431	12,765
賠 償 責 任	8,923	10,729
そ の 他		
合 計	22,354	23,494

② 責任準備金

(単位:千円)

種目 \ 年度	令和4年度	令和3年度
火 災	115,556	114,806
賠 償 責 任	108,063	108,186
そ の 他	-	-
合 計	223,619	222,992

③ 利益準備金及び任意積立金

該当ありません。

④ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損 害 率 の 上 昇 シ ナ リ オ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計 算 方 法	正味既経過保険料×1%	
経 常 利 益 の 減 少 額	令和4年度	令和3年度
	1,593 千円	1,570 千円

(5) 資産運用に関する指標等

① 運用資産

(単位:千円)

科目 \ 年度	令和4年度		令和3年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現 預 金	887,297	73.0%	882,965	72.3%
金 銭 信 託	-	-	-	-
有 価 証 券	-	-	-	-
運 用 資 産 計	887,297	73.0%	882,965	72.3%
総 資 産	1,216,070	100.0%	1,221,786	100.0%

② 利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:千円)

科目	年度	令和4年度		令和3年度	
		金 額	利回り	金 額	利回り
現 預 金		12	0.0%	12	0.0%
金 銭 信 託		-	-	-	-
有 価 証 券		-	-	-	-
運 用 資 産 計		12	0.0%	12	0.0%
総 資 産		12	0.0%	12	0.0%

③ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

該当ありません。

④ 保有有価証券の利回り

該当ありません。

⑤ 有価証券の種類別の残存期間別残高

該当ありません。

(6)責任準備金残高の内訳

(単位:千円)

種目	年度	令和3年度			
		普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金等	合計
火 災		91,721	23,085	-	114,806
賠 償 責 任		75,457	32,729	-	108,186
そ の 他		-	-	-	-
合 計		167,178	55,814	-	222,992

(単位:千円)

種目	年度	令和3年度			
		普通責任 準備金	異常危険 準備金	契約者配当 準備金等	合計
火 災		89,678	25,877	-	115,556
賠 償 責 任		74,164	33,898	-	108,063
そ の 他		-	-	-	-
合 計		163,843	59,776	-	223,619

(7) ソルベンシー・マージン比率

(単位:千円)

項目	年度	令和4年度	令和3年度
(1) ソルベンシー・マージン総額		558,923	543,251
① 純資産の部合計(社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。)		498,865	487,142
② 価格変動準備金		-	-
③ 異常危険準備金		59,776	55,814
④ 一般貸倒引当金		282	294
⑤ その他有価証券の評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)		-	-
⑥ 土地含み損益(85%又は100%)		-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)		-	-
⑧ 将来利益		-	-
⑨ 税効果相当額		-	-
⑩ 負債性資本調達手段等		-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))		-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))		-	-
⑪ 控除項目(-)		-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$		33,791	33,884
保険リスク相当額		16,158	15,987
R1 一般保険リスク相当額		16,158	15,987
R4 巨大災害リスク相当額		-	-
R2 資産運用リスク相当額		28,653	28,854
価格変動等リスク相当額		-	-
信用リスク相当額		8,872	8,829
子会社等リスク相当額		-	-
再保険リスク相当額		17,448	17,603
再保険回収リスク相当額		2,332	2,421
R3 経営管理リスク相当額		896	896
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}		3,308.0%	3,206.4%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第211条の59、第211条の60及び平成18年金融庁告示第14号の規定に基づいて算出しています。

◆ソルベンシー・マージン比率

少額短期保険業者は、保険事故発生の際の保険金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、少額短期保険業者が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスク合計額」(上表の(2))に対する「少額短期保険業者が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額:上表の(1))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上表の(3))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- * 1 保険引受上の危険(一般保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険
(巨大災害に係る危険を除く)
- * 2 資産運用上の危険(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- * 3 経営管理上の危険(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 * 1 ~ * 2 および * 4 以外のもの
- * 4 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「少額短期保険業者が有している資本金・準備金等の支払余力(ソルベンシー・マージン総額)」とは、少額短期保険業者の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が少額短期保険業者を監督する際に、活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

2. 経理の状況

(1) 貸借対照表

(単位:千円)

科目	年度	令和4年度	令和3年度	科目	年度	令和4年度	令和3年度
		(令和5年3月31日現在)	(令和4年3月31日現在)			(令和5年3月31日現在)	(令和4年3月31日現在)
		金 額	金 額			金 額	金 額
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		887,297	882,965	保険契約準備金		245,974	246,487
現金		-	-	支払備金		22,354	23,494
預貯金		887,297	882,965	責任準備金		223,619	222,992
有価証券		-	-	代理店借		74,379	76,742
国債		-	-	再保険借		265,942	276,431
地方債		-	-	短期社債		-	-
その他の証券		-	-	社債		-	-
有形固定資産		2,720	305	新株予約権付社債		-	-
土地		-	-	その他負債		86,986	89,537
建物		-	-	借入金		-	-
リース資産		2,459	-	未払法人税等		1,930	5,679
建設仮勘定		-	-	未払金		-	26
その他の有形固定資産		261	305	未払費用		34,070	36,239
無形固定資産		-	-	前受収益		-	-
ソフトウェア		-	-	預り金		532	970
のれん		-	-	リース債務		2,499	-
リース資産		-	-	資産除去債務		-	-
その他の無形固定資産		-	-	仮受金		45,033	44,149
代理店貸		4,083	4,853	その他の負債		2,921	2,471
再保険貸		233,206	242,176	退職給付引当金		43,922	45,443
その他資産		51,052	53,709	役員退職慰労引当金		-	-
未収金		44,922	47,647	価格変動準備金		-	-
未収保険料		-	-	繰延税金負債		-	-
前払費用		1,920	1,817	負ののれん		-	-
未収収益		-	-	負債の部合計		717,204	734,644
預託金		4,209	4,244	(純資産の部)			
仮払金		-	-	資本金		155,000	155,000
その他の資産		-	-	新株式申込証拠金		-	-
繰延税金資産		19,709	19,775	資本剰余金		75,000	75,000
供託金		18,000	18,000	資本準備金		75,000	75,000
				その他資本剰余金		-	-
				利益剰余金		268,865	257,142
				利益準備金		-	-
				その他利益剰余金		268,865	257,142
				繰越利益剰余金		268,865	257,142
				自己株式		-	-
				自己株式申込証拠金		-	-
				株主資本合計		498,865	487,142
				その他有価証券評価差額金		-	-
				繰延ヘッジ損益		-	-
				土地再評価差額金		-	-
				評価・換算差額等合計		-	-
				新株予約権		-	-
				純資産の部合計		498,865	487,142
資産の部合計		1,216,070	1,221,786	負債・純資産の部合計		1,216,070	1,221,786

貸借対照表（令和4年度）の注記

- 有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行なっております。
- 資産に係る引当金は、当社の定める資産査定基準及び資産査定運営要領、並びに引当・償却処理基準に則り、個別資産毎に回収可能性又は価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額又は重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しております。
また、上記以外の償権については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を償権額に計上しております。全ての償権は、資産査定及び資産査定基準運営要領並びに引当・償却処理基準に基づき、管轄部署が資産査定及び引当・償却を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果及び引当・償却状況を監査しております。
- 従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務の見込額（簡便法による自己都合要支給額）に基づき退職給付引当金を計上しております。
- 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
- 消費税の会計処理は税込方式によっております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間5年に基づく定額法により行っております。
- 会計上の見積りに関する事項
 - 責任準備金
 - ①当事業年度の計算書類に計上した金額
責任準備金 223,619千円
責任準備金繰入額 626千円
 - ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
算出方法については、貸借対照表注記-14に記載の通りであります。
 - 支払備金
 - ①当事業年度の計算書類に計上した金額
支払備金 22,354千円
支払備金繰入額 △1,140千円
 - ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
算出方法については、貸借対照表注記-13に記載の通りであります。
- ①金融商品の状況に関する事項
少額短期保険業者の運用資産は、預貯金（外貨建を除く）・国債・地方債等に限定されており、当社では安全性・流動性の確保のため預貯金による運用を基本方針としております。
また、資産の自己査定を通じて資産の健全性維持に努めております。
- ②金融商品の時価等に関する事項
令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（※）	時価（※）	差額
現金及び預貯金	887,297	887,297	-
代理店貸	4,083	4,083	-
再保険貸	233,206	233,206	-
未収金	44,922	44,922	-
代理店借	(74,379)	(74,379)	-
再保険借	(265,942)	(265,942)	-

※ 負債に計上されているものについては、（）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち、重要性があるものは、上記表のとおりであります。これらは全て短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

- 有形固定資産の減価償却累計額は、1,977千円であります。
- 関係会社に対する金銭債権総額は237,415千円、金銭債務総額は275,448千円であります。
- 繰延税金資産の総額は19,709千円、繰延税金負債はありません。繰延税金資産から評価性引当2,774千円を控除した19,709千円を繰延税金資産として計上しております。なお、繰延税金資産の主な発生原因別の内訳は、退職給付引当金43,922千円、異常危険準備金11,573千円、資産除去債務9,910千円であります。
- 支払備金は、当期末において既に発生した又は発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づきてん補するに必要と認められる金額を保険業法第117条及び同272条18、並びに同施行規則第211条47に基づき計上しております。
- 責任準備金は、将来発生する可能性のある損害及び異常災害損失のてん補による支払に充てる等保険契約上に基づく責任遂行のため、保険業法第116条1項及び3項、同第272条18、並びに同施行規則第211条46に基づき計上しております。
- 当期末における支払備金および責任準備金の内訳は次のとおりであります。
 - 支払備金

支払備金（出再支払備金控除前）	145,720 千円
同上にかかる出再支払備金	123,365 千円
差 引	22,354 千円
 - 責任準備金

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	1,265,170 千円
同上にかかる出再責任準備金	1,101,327 千円
差 引（イ）	163,843 千円
異常危険準備金（ロ）	59,776 千円
計（イ＋ロ）	223,619 千円
- 一株当たり純資産額は108,448円94銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額は498,865千円、普通株主に係る期末の純資産額は498,865千円、普通株主に帰属しない純資産はありません。一株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通発行済株式総数は4千6百株であります。
なお、純資産の部の合計額から控除する金額はありません。
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位:千円)

科目	年度	令和4年度	令和3年度
		令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常収益		2,343,953	2,392,154
保険料等収入		2,338,495	2,378,766
保険料		1,296,196	1,318,493
再保険収入		1,042,298	1,060,273
回収再保険金		195,179	198,323
再保険手数料		791,753	803,698
再保険返戻金		55,365	58,251
その他再保険収入		-	-
責任準備金等戻入額		1,140	9,375
支払備金戻入額		1,140	9,375
責任準備金戻入額		-	-
資産運用収益		12	12
利息及び配当金等収入		12	12
その他運用収益		-	-
その他経常収益		4,305	3,999
経常費用		2,326,792	2,365,112
保険金等支払金		1,418,952	1,449,886
保険金等		224,191	227,528
解約返戻金等		64,824	72,963
契約者配当金		-	-
再保険料		1,129,936	1,149,393
責任準備金等繰入額		626	1,903
支払備金繰入額		-	-
責任準備金繰入額		626	1,903
資産運用費用		-	-
事業費		906,362	913,243
営業費及び一般管理費		894,017	891,131
税金		13,172	13,515
減価償却費		693	1,055
退職給付引当金繰入額		747	7,541
その他の経常費用		851	79
経常利益		17,160	27,042
特別利益			
特別損失		-	182
固定資産処分損		-	182
価格変動準備金繰入額		-	-
その他特別損失		-	-
契約者配当準備金繰入額		-	-
税引前当期純利益		17,160	26,859
法人税及び住民税		5,372	9,914
法人税等調整額		65	△ 1,277
法人税等合計		5,437	8,637
当期純利益		11,723	18,222

損益計算書(令和4年度)の注記

1. 保険料収入は、当期末までに保険契約上の責任が開始している保険契約について、当期末までに収納した金額を計上しております。再保険収入は、再保険約定書に基づき、当期末までに再保険者から回収できた保険金、手数料および返戻金を計上しております。

2. 関係会社との取引による収益総額は1,042,298千円であり、費用総額は1,186,199千円であります。

3. (1) 正味収入保険料の内訳は以下の通りであります。

保険料	1,296,196 千円
再保険返戻金	55,365 千円
小計 (イ)	1,351,561 千円
再保険料	1,129,936 千円
解約返戻金等	64,824 千円
小計 (ロ)	1,194,761 千円
差引 (イ－ロ)	156,800 千円

(2) 正味支払保険金の内訳は以下の通りであります。

保険金等	224,191 千円
回収再保険金	195,179 千円
差 引	29,011 千円

(3) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は以下の通りであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	4,870 千円
同上にかかる出再支払備金繰入額	6,010 千円
差 引	△1,140 千円

(4) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は以下の通りであります。

責任準備金繰入額(出再責任準備金控除)	△20,919 千円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	△17,584 千円
差 引 (イ)	△3,335 千円
異常危険準備金 (ロ)	3,961 千円
計 (イ＋ロ)	626 千円

(5) 利息及び配当金収入の内訳は以下の通りであります。

預貯金利息	12 千円
計	12 千円

4. 一株当りの当期純利益は2,548円48銭であります。算定上の基礎である当期純利益は11,732千円、普通株式に係る当期純利益は11,723千円、普通株式の期中平均株式数は4千6百株であります。

5. 関連当事者との重要な取引は下記の通りです。

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	Chubb損害保険株式会社	(被所有) 100%	再保険取引	再保険料	1,129,936	再保険借	265,942
				再保険返戻金	55,365		
				再保険手数料	791,753		
				回収再保険金	195,179	再保険貸	233,206
			業務管理及び システム保守 諸経費の立替	敷金の立替		預託金	4,209
				システム関連費 出向者給与負担	660 55,602	未払費用	9,506
				諸経費の立替	43,410		

(取引条件及び取引条件の決定方針)

価格その他の取引条件は、再保険市場実勢を勘案して当社が希望条件を提示し、交渉の上で決定しております。

6. 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)株主資本等変動計算書

令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位:千円)

(単位:千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余 金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
						繰越利益 剰余金				
当期首残高	155,000	75,000		75,000	0	238,920	238,920	0	468,920	468,920
当期変動額	0	0								
当期純利益	0	0		0		18,222	18,222		18,222	18,222
当期変動額合計	0	0	0	0	0	18,222	18,222		18,222	18,222
当期末残高	155,000	75,000		75,000	0	257,142	257,142	0	487,142	487,142

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:千円)

(単位:千円)

	株主資本									純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余 金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
						繰越利益 剰余金				
当期首残高	155,000	75,000		75,000	0	257,142	257,142	0	487,142	487,142
当期変動額	0	0								
当期純利益	0	0		0		11,723	11,723		11,723	11,723
当期変動額合計	0	0	0	0	0	11,723	11,723		11,723	11,723
当期末残高	155,000	75,000		75,000	0	268,865	268,865	0	498,865	498,865

(注)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

発行済株式	普通株式	合計
当事業年度期首株式数(株)	4,600	4,600
当事業年度増加株式数(株)	-	-
当事業年度減少株式数(株)	-	-
当事業年度末株式数(株)	4,600	4,600

自己株式については、該当事項はありません。

2 金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	年度	令和4年度	令和3年度
		(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)		17,160	26,859
減価償却費		693	1,055
保険業法第113条繰延資産償却費		-	-
支払備金の増加額(△は減少)		△ 1,140	△ 9,375
責任準備金の増加額(△は減少)		626	1,903
契約者配当準備金繰入額		-	-
退職給付引当金の増加額(△は減少)		△ 1,521	7,541
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)		-	-
価格変動準備金の増加額(△は減少)		-	-
利息及び配当金等収入		△ 12	△ 12
有価証券関係損益(△は益)		-	-
支払利息		104	34
為替差損益(△は益)		-	-
有形固定資産関係損益(△は益)		-	-
代理店貸の増加額(△は増加)		770	2,808
再保険貸の増加額(△は増加)		8,970	16,160
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		2,622	14,126
代理店借の増加額(△は減少)		△ 2,363	△ 2,541
再保険借の増加額(△は減少)		△ 10,489	△ 12,579
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△ 1,301	△ 3,425
その他		-	-
小 計		14,120	42,738
利息及び配当金等の受取額		12	12
利息の支払額		△ 104	△ 34
契約者配当金の支払額		-	-
その他		-	-
法人税等の支払額		△ 9,121	△ 8,104
営業活動によるキャッシュ・フロー		4,907	34,611
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増加額(△は増加)		-	-
有価証券の取得による支出		-	-
有価証券の売却・償還による収入		-	-
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		-	-
その他		-	-
有価証券の取得による支出		-	-
有価証券の売却・償還による収入		-	-
貸付けによる支出		-	-
貸付金の回収による収入		-	-
その他		-	-
有形固定資産の取得による支出		-	-
有形固定資産の売却による収入		-	-
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		-	-
その他		-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー		-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー			
借入れによる収入		-	-
借入金の返済による支出		-	-
社債の発行による収入		-	-
社債の償還による支出		-	-
株式の発行による収入		-	-
自己株式の取得による支出		-	-
配当金の支払額		-	-
その他		△ 574	△ 548
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 574	△ 548
現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
現金及び現金同等物の増加額		4,332	34,062
現金及び現金同等物期首残高		712,965	678,902
現金及び現金同等物期末残高		717,297	712,965

(注) 現金及び現金同等物は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の定期預金の合計となります。

(5) リスク管理及び法令順守の体制

当社は経営理念に基づき、社会からの期待と信頼に応えるため内部統制の強化に取り組んでいます。

- ① 保険会社として自己責任原則のもと、業務の健全かつ適正な運営を確保するために、内部規程を含む法令等の遵守を最優先とし、適正な保険募集および保険契約管理態勢、保険金支払態勢を確保することにより、お客様の利益を保護しています。
- ② 業務運営における意思決定機関として取締役会のほか、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、商品委員会、業務改善委員会、経費予算管理委員会、再審査委員会、賞罰委員会、人事委員会、品質管理委員会および保険金支払審査委員会を設置し、意思決定のプロセスを明確にするとともに、それらの情報を適切に保存管理する等、健全なコーポレートガバナンスの態勢を構築しています。
- ③ 明確な「職務分掌規程」を定め職務範囲と責任態勢を確立しています。その上で、職務執行上の権限を「職務権限および決裁権限規程」に定めることにより、責任と権限を明確にした態勢を構築しています。
- ④ 全社的なリスク管理の方針を制定し、実効性のあるリスク管理・コントロールを確実なものとするため、リスク管理委員会を設置し、当社が管理すべきリスクを特定した上で、管理手法や管理体制を定め業務改善に努めています。
- ⑤ 取締役の職務執行について、監査役が監査役監査基本方針に基づき取締役に対しての監査を実施しています。また、取締役が他の取締役の法令および定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会ならびに100%株主であるChubb損害保険株式会社に報告し、その是正を図ることにより、法令および定款への適合性を確保することとしています。
- ⑥ 監査役並びに内部監査部門による独立した定期的な業務遂行状況のチェック態勢を構築し、監査役と代表取締役とが定期的な会合の機会を有することにより相互の共通認識を確保するものとしています。
- ⑦ 再保険について
当社では、保険リスクに対して適切な保有・再保険手続きを行うことにより、将来にわたり財務の健全性を維持することが重要であると考え、出再率の決定や出再会社の選定等に関して「保有・再保険に関する規程」を制定し、その定めに従い、親会社であるChubb損害保険株式会社と比例再保険契約を締結して、保険責任の一定割合を移転（以下、「出再」といいます。）しています。なお、風水災のリスクについては、台風等による巨大災害への対処策として、他のリスクより高い割合で出再を行っています。

(6) 利益処分又は損失処理に関する書面

該当ありません。

(7) 有価証券に関する取得原価又は契約価額、時価及び評価損益

該当ありません。

(8) 金銭の信託に関する取得原価又は契約価額、時価及び評価損益

該当ありません。

Chubb. Insured.SM